

(6) 学校感染症による出席停止について

学校感染症とは、学校において流行を広げる可能性の高い感染症のことで、学校感染症に罹った場合は出席停止になります。登校する際は、登校許可書が必要になります。受診した医療機関で記入してもらい、登校時に学校へご提出ください。

学校感染症の種類	登校許可書の提出
インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	不要
百日咳 流行性耳下腺炎（おたふく） 水痘（水ぼうそう） 結核 麻疹（はしか） 風しん 咽頭結膜熱（プール熱） 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 髄膜炎菌性髄膜炎 溶連菌感染症 マイコプラズマ肺炎 手足口病 ヘルパンギーナ など	必要

（令和8年2月現在）

*これらの病気に罹った場合は、速やかに学校へご連絡ください。出席停止は、感染症の流行を防ぐための措置です。お子さんの体調に異変が見られる場合は、無理に登校せず、休養をとるようにお願いします。

(7) その他

《熱中症予防》

暑さへの耐性には個人差があるため、児童の様子をしっかりと観察します。気温が31℃を超えると体内に熱が溜まりやすくなるため、湿度や風の状況、児童の体調などを考慮しながら、校外での活動や運動の制限をしたり、こまめな水分補給をしたりしていきます。

《光化学スモッグ》

日差しが強く気温が高い日は、光化学スモッグが発生しやすいため、防災行政無線の連絡を受け、適切に対応します。

《アレルギー対応》

お子さんにアレルギーがある場合は、必ず学校までお知らせください。給食に関することについては、栄養職員や養護教諭にご相談ください。